

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から50年3月までの期間、平成2年12月から4年3月までの期間及び同年9月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月から50年3月まで
② 平成2年12月から4年3月まで
③ 平成4年9月から6年3月まで

申立期間①については、私が毎月集金に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納めていたが、夫は納付済みで私は未納となっている。

申立期間②及び③については、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を社会保険事務所（当時）の窓口で定期的に納付してくれていたが、夫は納付済みで私は未納となっている。

申立期間について、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、毎月集金に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていたと主張しているが、A市役所は、「市職員（嘱託職員を含む）が国民年金保険料を集金していたのは昭和45年度までであり、46年度からは納付書による自主納付であった。また、当時市内に納付組織はあったが、申立人の居住地に存在していたかどうかは当時の関係資料が保存されておらず不明である。」と回答しているほか、申立人は、集金人や隣人の氏名などを記憶しておらず、申立期間①当時の保険料の納付状況について確認することができない。

2 申立期間②及び③については、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を社会保険事務所の窓口で毎月納付してくれていたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の夫の納付記録は申立期間②及び③のいずれについても過年度納付（申立期間②について納付年月日は不明。申立期間③については、平成6年10月24日に一括納付。）していることが確認できるところ、申立人の息子は

申立期間②及び③の保険料納付について、「父の国民年金保険料が未納となっていることを知り、父に通帳と印鑑を渡し、納付するよう勧めた。母が未納となっていることは知らなかった。」旨供述していることから、夫が社会保険事務所の窓口で毎月納付してくれていたとする申立人の主張と矛盾するほか、申立人は申立期間②及び③に係る保険料納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする夫は既に死亡しているため、申立期間②及び③の保険料納付の状況について確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月1日から57年1月8日まで

私は昭和56年4月1日から57年3月29日までの期間、A病院（現在は、B法人）に継続して勤務し、入院患者の食事作りをしていた。しかし、国（厚生労働省）の記録では、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年1月8日となっているので調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が保管する、平成9年4月26日現在の履歴書に、昭和56年4月にA病院（以下「申立事業所」という。）に入社した旨の記載があることから、申立期間についても同事業所に勤務していたと主張している。

しかし、B法人が保管する、申立人に係る人事記録及び昭和57年出勤簿によると、申立人が同年1月8日に申立事業所に採用され、同年3月29日に同事業所を退職している旨の記載が確認できる上、同出勤簿には、申立人の出勤印が同年1月8日から同年3月29日まで押されているが、同年1月1日から同年1月7日までの出勤印は押されていないことが確認できる。

また、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者資格取得日は昭和57年1月8日となっている上、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び年金手帳によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、いずれも同年1月8日と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和56年4月の国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、申立人の夫に係る申立期間当時の勤務事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、同年5月5日から58年3月21日までの期間において当該夫の健康保険被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。